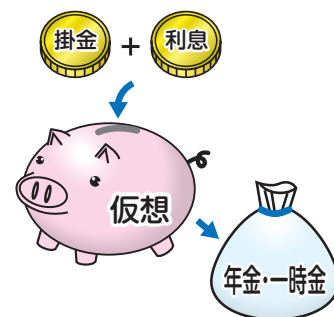


## 仮想個人勘定残高

- 掛金と利息の累計額を個人別に「残高」管理します。  
(これを「仮想個人勘定残高」といいます。)
- 毎年の利息配当は、「10年国債応募者利回りの直近5年平均利回り」です。
- 財政状況に応じて、追加配当(給付増額)を行います。
- 仮想個人勘定残高は年1回、事業主さまを通じて加入者の皆さまにお知らせさせていただきます。



## 企業年金基金の福祉施設事業

私たちの企業年金基金では、加入者およびその家族の皆さまの福祉向上のため、つぎのような事業を行っています。

### 慶弔給付制度

**結婚祝金** … 加入者期間3年以上の加入者が結婚したとき

一律 **10,000円**

**就学祝金** … 加入者期間1年以上を有する加入者の扶養する児童が小学校に入学したとき、加入者に支給

一律 **10,000円**

**遺族弔慰金** … 加入者が死亡したとき、加入者期間により、遺族に支給

加入者期間 5年以上 **50,000円**  
5年未満 **30,000円**

### 添付書類

- 結婚祝金 … 戸籍抄本もしくは婚姻届受理証明書
- 就学祝金 … 健康保険被保険者証(被扶養者欄を含む)の写しまたは住民票謄本
- 遺族弔慰金 … 請求者(遺族)と加入者(死亡者)の関係が確認できる戸籍謄本

※各給付を受ける権利は、事実が発生後2年を経過したとき消滅します。

※就学祝金は、ご両親がともに加入者の場合には、ご請求いただけるのはどちらか1名となります。

# 私たちの 企業年金基金

## 西日本電設資材卸業企業年金基金

〒541-0053 大阪市中央区本町4丁目4-25 本町オルゴビル  
TEL:06-6251-1251(代) <http://www.nds-kikin.or.jp/>

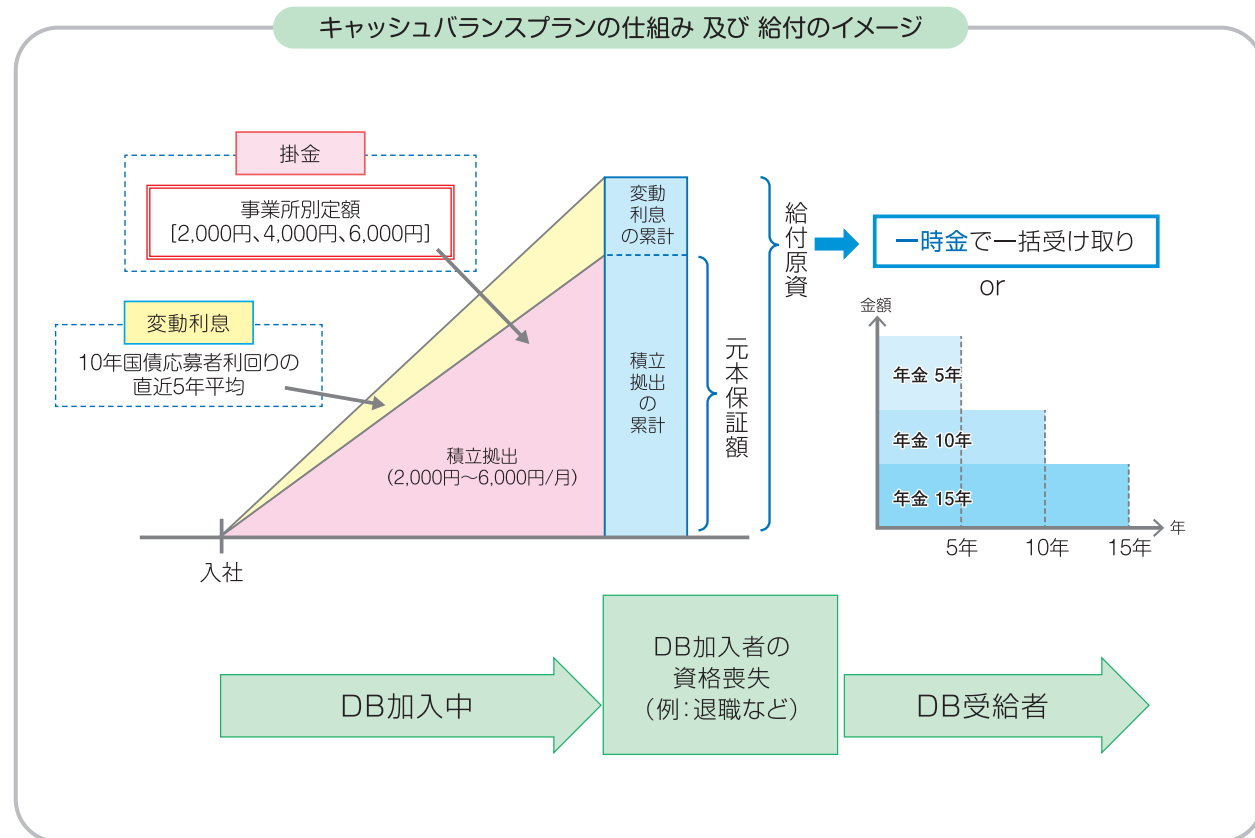
# 確定給付企業年金制度 [DB] について

## 制度の詳細

加入者の皆さまに将来確実に年金を受け取っていただけるよう、年金財政が安定する工夫をしています。

加入者の皆さまが将来受け取る年金・一時金の額は、事業主さまが負担する掛金の累計額と変動金利で毎年付与される利息の合計額です。

この仕組みを「**キャッシュバランスプラン**」といいます。



## 加入資格・加入者期間

### < 加入資格 >

65歳未満の厚生年金被保険者は、原則、全員加入者となります。

ただし、基金規約に加入者の範囲を定められた事業所さまにおかれては、就業規則等に定める非正規社員 (パート社員、嘱託社員等) は除外されます。

### < 加入者期間 >

入社したときから、退職または65歳までが加入者期間となります。

## 掛 金

- 全額事業主さまの負担となります。
- 掛金額は、定額 [2,000円、4,000円、6,000円] の各事業所さまごとに選択いただきました金額となります。
- 事務費掛金額について  
各事業所さまに選択いただきました、拠出掛金額 (2,000円 / 人・4,000円 / 人・6,000円 / 人) にかかわらず、一律おひとり500円 / 月のご負担となります。

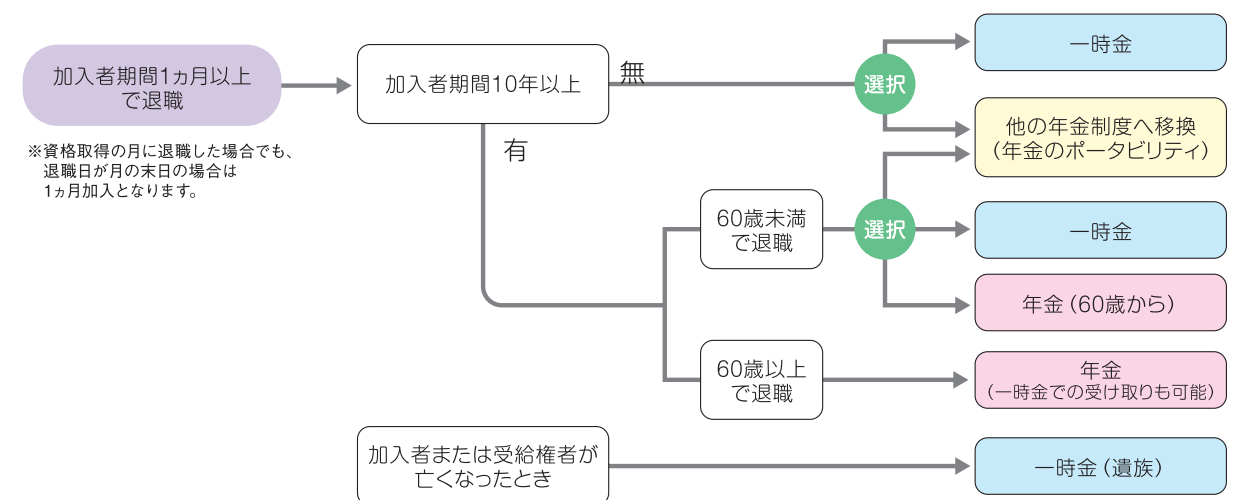
## 年金・一時金

- お受け取りいただける金額は、受給権取得時の仮想個人勘定残高となります。
- 加入者期間1ヵ月以上の方から、退職時に一時金が受け取れます。
- 一時金は、他の企業年金制度へ移換することができます。(ポータビリティ\*)

\*ポータビリティ (通算措置) とは、企業年金制度の加入者期間が短い場合に脱退一時金相当額を、他の年金制度\*に移換し、将来の年金として通算する制度です。

\*他の年金制度

- 企業年金連合会
  - 確定給付企業年金
  - 企業型確定拠出年金
  - 国民年金基金連合会
- (注) 確定給付企業年金は移換先となる制度に、受け入れ規定がある場合に限られます。



- 加入者期間10年以上の方は、以下のいずれかを選択できます。
  - ア 退職時に一時金が受け取れます。
  - イ (A) 60歳までに退職した方は、60歳から年金が受け取れます。
  - (B) 60歳~65歳で退職した方は、退職した時から年金が受け取れます。
  - (C) 65歳時点で在職している方は、退職に関わらず65歳から年金が受け取れます。
- ※ (A)・(B) の場合、65歳まで支給を繰り下げ、65歳から年金を受け取ることもできます。
- 年金の受け取り期間は、5年、10年、15年のいずれかをご自身で選択できます。
- 加入者または受給権者本人が亡くなられた場合は、ご遺族の方が一時金を受け取れます。